

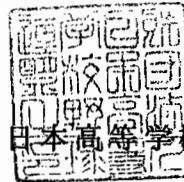


日本高野連発第W7409号
平成20年11月28日

都道府県高等学校野球連盟 会長 殿
加 盟 校 学 校 長 殿
同 野 球 部 責 任 教 師 殿

財団法人 日本高等学校野球連盟

会 長 脇 村 春 夫



海外から留学する生徒の取り扱いについて

当連盟では、海外から日本の高等学校に進学を希望し、野球部に在籍する生徒の大会参加資格について、今後の取り扱いを審議しました。

その結果、大会参加者資格規定第5条2項の年齢制限、3項の転校生の取り扱い、5項の在籍年数の制限の各項について慎重に検討の結果、これまでの審査基準に沿った取り扱いを、下記の通り改めて確認しました。

なお、大会に出場できる資格について、入学前に十分当該生徒に説明することを新たに規定に追加しましたので、よろしくご指導ください。

記

1) 途中入学について

海外のいわゆる高校に一旦進学した後、日本の高校に再入学した場合、「在籍3年以下」の規定は海外のすべての高校在籍を加えることとし、緩和措置はとらないことにした。

2) ブラジルの教育制度

ブラジルでは高校入学が、日本の中学3年生に当たることから、同国の生徒のみブラジルの高校在籍1年目は在籍期間に算入しないこととした。今後同様のケースはその都度審議する。

3) 高校の途中入学生の扱い

台湾が6月卒業で、当該年の7月から日本の高校1年生に入学する事例があった。高校の入学許可は学校長の専決事項で、出席日数や単位取得の可能性を考慮したものであれば連盟として制限することはできないとして当面は容認、今後の経過を慎重に見守ることとした。

4) 入学前に大会参加者資格を確認させる義務について

外国から入学する生徒について、入学後初めて大会参加資格を確認していると、本人にとって不利益な情報が事前に伝わらなかつたことによるトラブルが起きるため、「海外からの転入生の大会参加者資格の取り扱いについては、当該校において事前に調査の上、所属連盟に予め確認し、入学許可前にその生徒の大会参加者資格の内容を説明、理解させておくこと」を大会参加者資格規定に追加することとした。

以上